1　自己実現がより可能となる社会づくり

現状と課題

●人権尊重の社会の実現

21世紀は「人権の時代」ともいわれていますが、社会の進展に伴い、新しい人権問題も顕在化してきています。

私たち一人ひとりの人権が尊重され、社会に参加し、その成果を享受でき、誰もが自己実現のための努力を妨げられることのない社会を、県民、企業、ＮＧＯ等各種団体とともにつくりあげていくことが必要です。

●ボランティア活動の増加と行政の支援

心の豊かさを求め、社会に貢献したいとして、地域でさまざまな活動を行うボランティアや※ＮＰＯ等が、年々増加しています。

※※阪神・淡路大震災の被災地の救援復興活動に全国各地から多くの人々がボランティアとして参加しました。また、成人国民の８割以上が、募金などに応じ、被災地外でも救援活動が活発に展開されました。

このようなボランティア活動への高まりを行政としても支援していくことが課題となっています。

いじめや差別がなく、人権が尊重されることが今後どのくらい重要か。

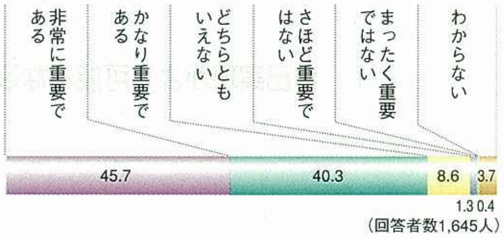

（資料　県民部「県民の生活と県政についての意識調査」95年11月）

県内のボランティアグループの状況

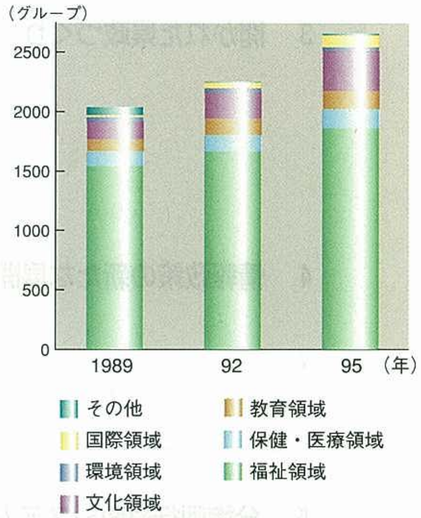

（資料　かながわボランティアセンター「ボランティア・グループ動向調査」）

県のボランティア活動支援

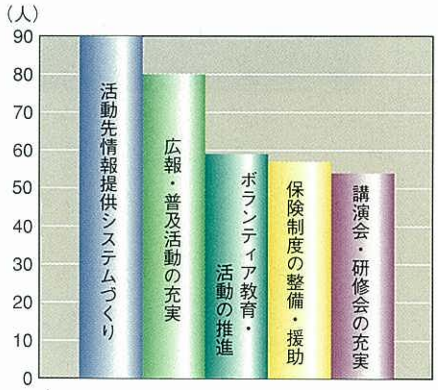

（資料　県民部「第1回県政モニター課題意見」上位5項目（95年度））

※ＮＰＯ…社会に貢献する活動を行う民間非営利団体（ノンプロフィットオーガニゼーションの略）
※※阪神・淡路大震災の被災地の救援復興活動…ボランティア数　130 万人以上（兵庫県試算）
義援金総額　約1,700億円以上（募金委員会集計）

（1）人権政策の総合的な推進

豊かな人権意識が醸成され定着するように、人権問題に対する県民の理解を深めるとともに、理解の不足や偏見による差別などの人権侵害を未然に防止するため、誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発や人権教育を充実します。

また、人権の視点を重視した行政を推進するため、施策を再点検するしくみや人権問題の相談体制を充実し、人権への配慮が強く求められている分野（子ども、女性、障害者、高齢者、患者、同和地区関係者、外国籍県民等）での人権施策を進めます。

主要施策　人権意識の啓発と人権教育の推進　282

豊かな人権意識の定着と人権侵害の予防に向けて、「※人権教育のための国連10年」を踏まえ、企業、ＮＧＯ等と連携して人権意識の啓発、人権に係わる教育の充実を図ります。

構成事業	事業目標（1997～2006）	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①人権意識の啓発の推進 （主体：県、市町村、民間）	人権尊重気風の定着	同左 人権協議会（仮称）の設置	・人権週間等を中心とした総合的啓発活動の実施 ・人権意識の醸成に寄与する活動の顕彰 ・人権資料・情報提供の充実 ・啓発主体間の協調、連携を図るネットワークの創設 ・世界が抱える人権問題をテーマとしたイベントの開催	
②人権教育の推進 （主体：県、市町村）	総合的視点からの人権教育の充実	同左	・人権教育について総合的視点からの取組みの検討 ・教職員等を対象とした研修の充実、人権教育の指導者の養成 ・教職員等に対する人権教育の啓発・普及 ・人権団体との連携による施策の充実	

主要施策　人権の視点を重視した行政の推進　283

職員研修の充実を図り、職員の人権感覚や、人権の視点を重視した行政を進めるとともに、人権問題の早期解決に向けて、市町村、ＮＧＯ等との連携により、相談体制の充実を図ります。

構成事業	事業目標（1997～2006）	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①人権に配慮した行政の推進 （主体：県、市町村、民間）	人権に配慮した行政の推進	人権相談機能の充実 人権に配慮した職務の点検 人権研修の充実	・行政・ＮＧＯの相談窓口の連携の強化 ・全職員が人権に配慮して職務を遂行するしくみの運営 ・階層別研修等による人権研修の実施	

※人権教育のための国連10年…1995年(平成7年)から始まる10年間を計画期間とし、教育・啓発・情報提供等により、人権についての知識や考え方を普及し、人権を意識した行動等の促進を図り、人権という普遍的文化を世界中に築く国連の取組み

主要施策　同和対策の推進　284

同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動等を充実するとともに、同和地区関係者の生活環境、経済的地位の向上をめざした施策を進めます。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①啓発活動の推進 (主体: 国、県、市町村、民間)	差別の解消に向けた啓発活動の推進	同左	・多様な広報媒体を活用した啓発活動の実施 ・市町村、民間等と連携した啓発活動の実施	
②同和教育の推進 (主体: 国、県、市町村、民間)	正しい理解と認識の促進	同左	・差別意識の解消に向けた研究・研修会等の実施 ・市町村等の各種同和教育事業への支援	
③生活環境等の改善	生活環境の充実	同左	・同和地区における道路、住宅等の生活環境改善のための助成	
	事業経営の安定化の支援	同左	・同和地区関係者の生活基盤の充実のための小企業事業資金の貸付	
	安定就労の支援	同左	・職業相談員の配置	
	就学機会の支援	同左	・進学奨励の助成	
(主体: 国、県、市町村、民間)	生活の安定の支援	同左	・同和地区関係者の自立支援のための生活相談員の配置と生活資金の貸付	

人権施策の展開
～人権施策推進指針の推進～

人権に関する県の役割と責任を明確にして、人権尊重の視点で行政を推進し、地域社会に人権尊重の気風を定着させるための施策をまとめました。

- ◇人権尊重社会をめざした人権意識の啓発の推進
  (人権意識の啓発と人権教育の推進)
- ◇人権の視点を重視した職務の遂行、相談体制の充実
  (人権の視点を重視した行政の推進)
- ◇子どもの未来を考え、子どもの人格を尊重した施策の推進
  (子どもの相談体制の充実、いじめなど教育課題対策の推進等)
- ◇男女平等社会の実現をめざし、「かながわ女性プラン21」の実効性ある推進
  (男女平等意識の普及、多様な働き方と家族的責任との両立支援等)
- ◇障害者の自立と社会参加の支援
  (地域生活支援サービスの充実、障害者の権利擁護の環境づくり等)
- ◇高齢者の幸福追求を高齢者と共に考え自立を支援
  (在宅保健福祉サービスの充実、高齢者の権利擁護の環境づくり等)
- ◇人権に配慮した医療の推進
  (心の健康づくりの推進、エイズ対策に係る教育、普及・啓発活動の強化等)
- ◇同和問題の早期解決に向けた努力
  (同和対策の推進)
- ◇外国籍県民等の人権を尊重し、平等で開かれた地域社会づくりの構築
  (外国籍県民とともに生きるしくみづくり、外国籍県民がくらしやすい環境づくり等)

人権メッセージ展

(2) 県民のボランティア活動の支援

県民の自己実現や社会貢献意識の高まりを踏まえ、ボランティアやＮＰＯ等の活動に関する情報提供、活動支援制度、活動のための場の充実等を図ります。

また、活動の支援にあたっては、「相互理解と相互尊重」等のパートナーシップの原則に基づいて、市町村、民間団体、企業等と連携を図ります。

さらに、市町村、民間団体等と連携し、災害時のボランティア活動の支援にも役立つように、活動拠点の整備やコーディネート機能等を充実します。

主要施策　ボランティア活動充実のための条件整備　285

県民のボランティア活動等を支援するため、県の支援指針を策定するとともに、ボランティア団体に関する制度の整備、財政的支援など活動基盤・環境を整備します。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画 2001まで	事業計画 内容	現況
①総合的なボランティア支援指針の策定 (主体：県)	ボランティア支援指針の推進	同 左	・県におけるボランティア支援指針の策定	
②ボランティア活動支援制度の充実 (主体：県、民間)	ボランティア団体の活動の充実	ボランティア保険の充実	・ボランティア活動中の事故に対する補償制度の充実	ボランティア共済保険の実施
		災害時における活動支援	・災害救援ボランティア活動資金及び保険料への支援	
		ボランティア休暇制度の普及・啓発	・ボランティア休暇制度の導入 ・制度の啓発と調査	
		人材交流の実施	・民間非営利団体との人材交流	
		市民活動支援法案への対応	・市民活動支援法案の動向を踏まえた対応	
③ボランティア団体への財政支援 (主体：県、民間)	ボランティア団体の活動の支援	財政支援の充実	・運営基盤の弱いボランティア団体に対するステップアップ助成の検討	

主要施策　ボランティア活動拠点の整備等の総合的推進　286

拠点施設・機能の充実、拠点施設間のネットワーク化、ボランティア情報の提供、ボランティア参加機会の拡大等を総合的に推進します。

構成事業	事業目標（1997~2006）	事業計画 2001まで	事業計画 内容	現況
①県民活動サポートセンターにおける総合的なボランティア活動支援	「場」の提供の充実	交流促進の充実	・チーフアドバイザーの設置 ・ボランティア団体のネットワーク化支援 ・支援団体・企業等との連携 ・利用者参加型運営の実施	県民活動サポートセンターの設置 アドバイザーの設置
		活動支援の充実	・活動機器整備の充実 ・支援プログラムの開発・実施	ボランティアサロンの設置
	「情報」の提供の充実	同 左	・ボランティアデータバンクの充実整備 ・情報ネットワークシステム整備 ・情報コーナーの運営の充実	情報データベース設置
		広報・プロモーションの充実	・広報紙誌の発行 ・ボランティアフォーラムの実施	
（主体：県、民間）		調査研究の充実	・ボランティア団体等の実態調査の実施 ・テーマ別調査研究	実態調査の実施
②地域におけるボランティア活動の充実	地域における活動拠点の充実	同 左	・市町村、民間団体が行うボランティア活動拠点の充実支援	
（主体：県、市町村、民間）	地域における活動機会の充実	県立施設等における活動機会の提供	・県立施設等でのボランティア活動の機会の提供 ・ボランティア受入体制の整備	県立病院、県立公園等の一部で実施

県民活動サポートセンター交流サロンでの活動風景

主要施策　災害時におけるボランティア活動等の支援

災害救援ボランティアに対する支援や連携の方策を確立し、災害時にボランティア活動と連携した救援活動を展開します。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画 2001まで	事業計画 内容	現況
①災害救援ボランティアの拠点の整備 (主体：県)	地域における活動拠点の整備	災害ボランティア情報センター 2か所	・災害救援ボランティア情報センター機能の充実 ・情報システムの整備	県民活動サポートセンター 1か所
②災害救援ボランティアとのネットワーク化の推進 (主体：県、市町村、民間)	県内・国内外の災害救援ボランティア及び支援団体との連携	同左	・県内の様々なボランティア団体との連携 ・民間のネットワークの事務局を担う団体の支援	
③災害救援ボランティアの人材育成 (主体：県、民間)	災害時に備えたコーディネーター等の人材養成	ボランティアコーディネーター養成	・ボランティア団体のリーダー、ボランティアセンターの職員等を対象とした研修の実施	
④災害救援ボランティアに関する調査研究 (主体：県、市町村)	災害時における円滑な活動の確保	ボランティア活動のための調査・研究の実施	・災害救援ボランティアの実態と課題の調査研究	

ボランティア活動支援施策の展開

市町村や民間等と連携して、県が推進するボランティア活動の支援施策を体系的にまとめました。

ボランティア活動充実のための環境条件整備
- ◇ボランティア活動支援制度の充実
  (ボランティア保険制度の充実等)
- ◇ボランティア活動の普及・ＰＲ・促進
  (みどりを守る運動の推進等)
- ◇ボランティア活動に関する学習機会の拡充
  (多様な社会参加活動の促進等)
- ◇団体への財政支援
  (ともしび基金、民際協力基金等)

情報提供機能の充実
- ◇情報の提供
  (県民活動サポートセンター、国際交流協会KISコーナー等)
- ◇コーディネート・相談機能の充実
  (県民活動サポートセンター、国際交流協会KISコーナー等)
- ◇ボランティア人材バンクの設置・充実
  (通訳バンク、スポーツボランティアバンク等)

活動実践の場の提供
- ◇活動拠点の整備
  (県民活動サポートセンター・かながわボランティアセンター等)
- ◇実践の場の提供
  (県有施設におけるボランティア参加機会の充実等)
- ◇災害時におけるボランティア活動等の支援
  (応急危険度判定実施体制の整備等)